平成２５年（フ）第２１７７号
北海道江別市野幌町26番地の２　チコハウス101
債務者　小山　未来
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２２２号
札幌市西区西町北２丁目５番20号　ピースフィル西町301号
債務者　松久　高子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２３０号
北海道北広島市虹ヶ丘４丁目８番地18
債務者　坂本美由紀（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２４３号
札幌市白石区中央１条５丁目11番４号　センターハイム201号
債務者　北谷　修一
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２９３号
札幌市中央区宮の森３条11丁目１番38―603号
債務者　竹内　啓造
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２９４号
札幌市白石区東札幌２条６丁目４番26―503号
債務者　種田　孝子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２９８号
札幌市西区二十四軒３条５丁目６番２―201号
債務者　千葉　泰樹
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３３３号
北海道江別市元江別本町12番地の５
債務者　千葉　　信
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３３４号
北海道江別市元江別本町12番地の５
債務者　千葉　裕美
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３３５号
札幌市豊平区西岡２条８丁目３番８号
債務者　阿波加一明
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３３７号
札幌市北区北28条西４丁目２番５号　ＡＭＳ北大通301号
債務者　高田　　真
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３４６号
札幌市東区北43条東９丁目１番17号　長門荘１階２号
債務者　根本　行子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３５３号
北海道江別市向ヶ丘41番地の14　グランドールＳ102
債務者　近藤　英憲（旧姓遊佐）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３６４号
札幌市中央区南７条西11丁目３番12号　コート七条公園201号
債務者　高頭るり子（旧姓宮内）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３７２号
札幌市北区篠路４条７丁目５番24―102号
債務者　遠藤　敦子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３７３号
札幌市北区あいの里２条３丁目11番７号　サンビレッジあいの里Ｃ―202号
債務者　田中　孝英
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３８０号
札幌市北区北28条西15丁目２番６号　アルノルテ新川106号
債務者　岩崎　隆志
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３９５号
北海道恵庭市島松寿町２丁目26番地５
債務者　津田　昌志
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部